

# 府中市マンション管理適正化推進計画 (計画期間：令和4年4月～令和12年3月)

令和4年3月9日

## 1 府中市の区域内におけるマンションの管理の適正化に関する目標

本市の区域内におけるマンション数は、概ね600棟、2.5万戸以上あると推計され、住宅の総戸数の2割以上を占めており、市民の主要な居住形態として広く普及しています。今後、高経年のマンションの急増が見込まれていますが、良質なマンションストックを形成するためには、管理不全を予防し、適正な管理を促進することが重要です。

本計画では、次の目標を設定し、マンションの管理適正化を推進します。

### 【目標1】管理組合による自主的かつ適正な管理の促進

管理組合による自主的かつ適正な管理を促進するため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（以下「法」といいます。）に基づく管理計画認定制度の実施により適正な管理を誘導するとともに、マンション管理士等の専門家との連携等により、管理の重要性や方法等についての普及・啓発及び管理組合の取組の支援を行います。

### 【目標2】管理状況届出制度等を活用した適正な管理の促進

東京におけるマンションの適正な管理の促進に関する条例（以下「都条例」といいます。）に基づく管理状況届出制度を活用し、市内のマンションの管理状況の把握を着実に進めます。

### 【目標3】管理の良好なマンションが適正に評価される市場の形成

マンションの管理状況が市場で適切に評価され、資産価値の維持向上につながるよう、法に基づく管理計画認定制度の実施や同制度の周知等により、市場の環境整備に取り組みます。

## 2 府中市の区域内におけるマンションの管理の状況を把握するために市が講ずる措置に関する事項

都条例に基づく管理状況届出制度について今後も確実に運用し、要届出マンションの管理状況の把握を進めるほか、要届出マンション以外の市内全域のマンションの所在及び管理の状況について、実態把握を進めます。

## 3 府中市の区域内におけるマンションの管理の適正化の推進を図るための施策に関する事項

法に基づき、管理計画の認定事務を実施します。また、法に基づく助言・指導等を必要に応じて行います。さらに、都条例等により把握した管理状況等を踏まえ、施策の充実を図ることについて検討します。

#### **4 府中市の区域内における管理組合によるマンションの管理の適正化に関する指針（府中市マンション管理適正化指針）に関する事項**

法第3条の2第2項第4号に基づく府中市マンション管理適正化指針を、国がマンションの管理の適正化の推進を図るための基本的な方針に定めるマンション管理適正化指針と同様の内容とします。

#### **5 マンションの管理の適正化に関する啓発及び知識の普及に関する事項**

国や東京都の相談体制や各種施策のほか、市の支援策や管理計画認定制度等について、市の窓口・広報誌やホームページ等を通じて、普及・啓発を進めます。

#### **6 計画期間及び位置付け**

本計画は、法第3条の2第1項の規定に基づき策定するマンション管理適正化推進計画であり、同時に、第4次府中市住宅マスタープランの施策の展開で示したマンションの適正管理に関する取組の実行計画として位置付けます。

計画期間は、第4次府中市住宅マスタープランの計画期間と同じく、令和4年度から令和11年度までの8年間とします。